

議案第46号

三朝町課設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成6年3月22日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成6年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町課設置条例の一部を改正する条例

三朝町課設置条例（昭和34年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中	「総務課 財務課 企画観光課 町民課 健康対策課 農林課 建設課」	を	「総務課 税務課 企画観光課 町民生活課 健康福祉課 農村振興課 建設課 水道課」	に改める。
------	---	---	--	-------

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。